

Title	置石考 : プライベートとパブリックの境界領域に見る生活風景	
Author(s)	杉本,清	
Citation	デザイン理論. 2013, 62, p. 41-54	
Version Type	VoR	
URL	https://doi.org/10.18910/56270	
rights		
Note		

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

置石考

─ プライベートとパブリックの境界領域に見る生活風景 ─

杉 本 清

キーワード

置石、プライベートとパブリックの境界領域、生活風景、再構成 Okiishi (Bollard on Roadside), Private and Public Interface, Living Scenery, Re-configuration

はじめに

- 1. プライベートとパブリックの境界領域での諸相
- 2. 置石の出現
- 3. 置石を出現させた社会的要因
- 4. 置石のフィールドワークから
- 5. 置石考察
- 6. 置石の評価と生活風景の再構成おわりに

はじめに

景観とは風景の外観であり、まちの景観は、その地域の人々の暮らしや営みが視覚化された空間であると読み取れる。景観については、良好な景観形成を促進し、観光や産業の資源として活用しようという観点から、国レベルでは都市計画法及び景観法が、地方自治体レベルでは景観条例などが定められ、まち並み保全や建築・構造物の外観または修景への助成、屋外広告物等への規制、セミナー・講座など啓発、広報などの事業が行われている。景観条例の規制や誘導の対象の多くは、広域の景観形成に影響を与える建築物や工作物、広告物などだ。

景観から近景に目を向けると、個々の人工物・工作物やそれらが置かれている状態が見えてくる。店頭には看板や幟や商品が置かれ、家の前にはプランター、ごみ箱や自転車そして時には不要物が置かれる。場所によっては不法駐車防止対策として、コーンポストが置かれ、ボラードが設置されることもある。プライベートな営みから現れてくるこれらの人工物の集合によって生活風景が形成され、そしてこの生活風景の集合が、パブリックな空間としてのまち並み景観に影響を及ぼしているといってよい。本稿では、日常的な生活風景に着目し、近景を凝視することで顕在化される「プライベートとパブリックの境界領域(以下境界領域と略す)」に存在する置物の中から置石を観察事例とし、生活風景をまちの景観の一部として再構成する意義と価値付けを試みた。

なお,境界領域に関する先行研究としては「街路と建築の境界領域に関する研究」(荒井勝泰・篠崎正彦)がある。一方,調査手法としては,今和次郎,吉田謙吉らによる「考現学」,赤瀬川源平,林丈二らによる「路上観察学」,宮本常一の一連のフィールドワークがあり,これらを参考とした。

1. プライベートとパブリックの境界領域での諸相

都市の生活空間は、おもに個人・家族や企業・団体が占有利用する私(プライベート)空間 と道路や公園など市民が利用する開かれた場所としての公共(パブリック)空間から成り立っ ている。そして、現実の社会においては公私の境界が明確に分かれているわけではなく、境界 領域ではプライベートとパブリックの間に様々な出入りがみられる。

1) プライベートに染み入るパブリック

建築基準法の総合設計制度によって敷地内に設けられた公開空地や,位置指定道路,2項道路など私道は,多くの人々に公開され利用されている。また,大型商業施設や娯楽施設,駅などには広場・空地が設けられ,ベンチや公共トイレなどが設置され供用されている。これらは,プライベート空間が市民に開放され、パブリックな役割が染み入った事例といえる。

2) パブリックに染み出すプライベート

公道には、公衆電話ボックス、郵便ポスト、電柱など公的企業の施設、設備が設けられている。また、社会実験等によってパブリック空間を「オープンカフェ」や「川床」などの商業施設として活用する例や公園の一部を近隣の町会やNPOが維持管理し美化に努めている例もある。これらは、パブリック空間にプライベートな営みや活動が染み出した事例といえる。

3) プライベートとパブリックの境界領域での混じり合い

境界領域では、個人や町内会等が所轄する屋外照明、広報板などパブリック性があるものから地蔵、植栽・プランターなど比較的共有性を持つもの、置石や駐車禁止サインなどプライベート性が高いものまで人工物の多様性を観ることができる。これらの境界領域にあるものは、必ずしもプライベートな存在ではなく、防犯や緑化という社会的な共通目標をプライベートが補完する役割も担っている。

これらプライベートとパブリックの境界領域での諸相がつくりだす風景は、決して整然としているものではなく、かなり生活臭さが漂っている。いくつかのコミュニティ・ツーリズムでは、このオルタナティブな風景を地域の魅力的な資源として活用しはじめている。

果たして境界領域にたたずむ置石は、生活風景の一部として評価できるものになるのか。

2. 置石の出現

本稿では、「置石」とは土地建物と道路の境界領域に置かれた石材、石製品のことをいう。住宅や事業所ビルのファサードに置かれている修景石は本稿でいう置石から除外した。

さて、置石はいつ出現したのか?

桃崎有一郎は、論文「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について」¹において、「室町期の『康富記』によって鷹司東洞院の陣口に置石の存在が確認される」と記している。しかしこの置石は、彼の論では「(内裏周囲に設けられた) 陣口の標識であった可能性が高く」、本稿でいうところの置石ではないと考える。

江戸期の置石については、丸山俊明が「京都の町屋と町なみ 何方を見申様に作る事、堅仕間敷事」²において、車除け石としての置石について記述している。文久三年(1863年)の『今上皇帝御幸之祓控』において、「…車除けの石、小便田子、塵溜め撤去、町屋表両側、みせ(見世棚)、孫庇、駒寄取払…」、また『今上皇帝御幸之祓控』においては「…車除け石は、これ有所の塀、地形はこれ取払様、仰出られ候…」と記されていることを紹介し、「車除けというところからして、荷車が接触して壁などが傷まないように、表通りに置かれた石のよう」と解説している。『三条油小路町並絵巻』³(図1)や『摂津名所図会』⁴天満堀川蛭子宮図でも置石が描かれている。当時の都市部の町屋建物の多くは道路との境界に側溝がなく、軒や庇が道路にはみ出していたため、大型化した荷車による建物の損壊が増え、その対応策として車除けを目的とする置石が出現したことが読み取れる。

また、江戸期、境界領域には駒止石、馬繋ぎ石など牛馬の交通に関する石製の設備が設置されていた。『摂津名所図会』住吉大神社の外観図に描かれる「ろうそく石」や、「駒止石 社頭の四方にあり これより下馬なり」の説明、『住吉名所図会』⁵大社境内図の「馬止め」等でその存在が確認される。「ろうそく石」は住吉大社東北側の道路に現存する(図2)。

明治期に入るとまちの風景が写真に記録されはじめ、写真中に置石が確認できる。今回、都 市や生活を記録した写真集による置石の存在確認の 検索を行った⁶。

例えばスチルフリードが1870年頃に撮影した筑 後久留米藩有馬家上屋敷(東京)築地塀の前の道に はおびただしい数の列状の置石がみられる⁷。大阪 では、1910年代(大阪市北区天神橋)(図3)⁸ や、 1925年(大阪市北区空心町)(図4)⁹ の町の風景写



図1 置石 三条油小路町町並絵巻(部分)

真の中に商店の軒下に置かれている置石が発見される。また、 1971年に改修されるまでの適塾(大阪市中央区北浜)でも、 表面軒下に列状に置石が配されていた。

民俗学者宮本常一は、日本各地の生活風景を写真と文章で記録している。彼が1955年から1981年までの26年間に記録した約3,000枚の写真中、新潟県から瀬戸内海にかけて撮影された計13枚の写真において境界領域に置石が確認でき、うち4枚が大阪府内で撮影されている(図5)¹⁰。

写真による検索結果, 古写真からも境界領域における置石 が確認され, 置石は明治期以降も引き続き置かれ続けたと考 えられる。

3 置石を出現させた社会的要因

まず、20世紀以降に設置された置石の社会的な要因について考察する。

1) 建築基準法改正と生活様式の変化

明治中期から建物の強化のためにコンクリートの基礎の上につくられる木造住宅はわずかにはあったが、1950年代以前、とりわけ戦前に新築された木造住宅の基礎にはもっぱら自然石が加工され使われてきた。1950年ころから住宅の基礎工事に生コンクリートが使われるようになり、礎石としての自然石の需要は低下していった。1971年、建築基準法施行令の改正により、木造建築の基礎はコンクリート造布基礎とすると規定され、住宅を新築する場合基礎に自然石を使うことができなくなり、礎石の需要はなくなった。



図2 ろうそく石(駒止石) 大阪市住吉区住吉



図3 置石 1910年代 大阪市北区天神橋



図 4 置石 1925年 大阪市北区空心町



図5 置石 1973年 茨木市 宮本常一撮影 「家の角に石を置く」と記載されてい る

1950年代,工業化の進展とともに大都市に人口が集中しだす。急増する住宅需要に応えるために、都市近郊の田畑や丘陵は宅地化され、比較的広い敷地面積を有していた都市部の住宅は売却されると集合住宅やそれまでより小規模な住宅となって新規分譲されていく。これまで庭の必須アイテムであった景石、手水鉢、灯篭、踏み石などが庭木とともに不要扱いされていく。

同時に、三種の神器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機)など家電の普及や水洗化などにより生活様

式が大きく変化し、これまで土間や台所にあった漬物石、粉を挽く石臼、もちつきの臼、釣瓶 の重りなど石製の道具が使われなくなっていった。

この過程で不要となった宅地内で使用されてきた石製品の多くは、住宅の新築や改修時に業者の手によって廃材とともに処分場等に運ばれたが、一部は敷地内または境界領域に残され、一部は敷地内の土中に埋められた。1970年代以降、石製品は、需要の低下で再利用されることはほとんどなくなり、基本的に処分は有料となった。その結果、「お金を出してまで処分したくない」という所有者の判断で、敷地内のさまざまな石は改修等時に境界領域に出現した。

2) モータリゼーションの影響

我が国の自動車保有台数は、我が国の工業の発展とともに急増し、1960年には約2,898,000台であったが、70年には約16,529,000台となり、10年間に約5.7倍となる。この時期は、乗用車だけでなくトラックなど貨物車も、約4.1倍に急増する10年でもあった¹¹。

しかし、1960年度末の主要道路舗装率は約11%、改良率は約28%しかなく¹²、道路の拡幅、舗装や交通信号、ガードレールの設置など道路交通のインフラ整備が促進された。1970年度末には舗装率は主要道路では50%を超したが、生活道路としての市町村道では9.3%であった。自動車の増加に道路整備が追い付かず、交通事故総数は1970年に第一次のピーク(約718,000件)を迎え、人身事故だけでなく貨物車による建物の軒・庇や塀といった建造物を損壊する物損事故も急増する。

自動車が急増する1950年代から70年代にかけて、住宅の新築、改修等で不要となった石は、貨物自動車から建造物を守るという物損事故対策として恰好の車除け石になった。パブリック空間としての道路に置かれた置石は、基本的には道路管理者(行政)に発見されると所有者のプライベート空間に戻されるか処分されるが、中には引き続き道路の端に置かれ、その後の舗装改修工事の際もその場所に居残るケースもあった。

3) 市場変化と廃棄物処理

石材は加工された時点で、他の目的に使用できなくなる。1950年代から建設資材としての石材はコンクリートに座を奪われ続け、石材需要は長期低落傾向にあった。石材産業界は、素材産業から墓石など加工産業への転向がみられるが、土木建設用の加工石材は在庫が過飽和になっていく。そこで、在庫の石材の一部は、道路に面した住宅の新築や軒・庇の修理の際、車除け用の置石に転用された。

また、戦後の河川や用水路の改修や埋め立ての際に、その工事周辺に残された石垣石(擁壁 用石)が、後に置石に転じたケースもある。 現在,宅地内の石材は自然石としてみなされ廃棄物処理法による廃棄物には含まれないため,処理の対象外とする自治体が多い。大阪市では市民からの処理の依頼を受けたときは,有料処理業者を紹介している。また,一度使用された石材は石材業者が買い取ることはほとんどなく,反対に引取りは搬出作業費,輸送費を含めて有料となる。このような状況から,石材が積極的に処分されることはほとんどない。境界領域に現われ置石となった石材は土地建物の売買や新築,改修などの機会に徐々に処分されていくが,そのような動きがない限り不動の存在となる。

置石は、江戸期に大型化した荷車によって建造物が損壊されることを防止するために軒・庇の下や塀際の道路に設置されだした。20世紀初頭からは、貨物自動車による建造物損壊防止の役割のため境界領域に徐々に増加し始め、戦後は1950年代以降1970年代にかけて建築基準法の改正、モータリゼーションの影響、処理困難等の理由で、境界領域に頻繁に出現しだした。

今日,旧街道筋では道路に道路交通標識や表示が整備され、相対的には物損事故は少なくなっている。しかし、京都市内や在郷村内には、建造物の軒・庇が道路にはみ出している場所があり、狭い道路の角地に置かれる置石にはこすり傷が残されている例も見られ、現在も基本的には置石は、車両から建物を守る、車除けとしての役割を果たしている。

4. 置石のフィールドワークから

2012年4月から10月にかけて、大阪府及び京都府内において約700の置石を写真とスケッチに収め、併せて聞き取り調査を行った 13 。調査サンプルの分析結果は次のとおりである。

4.1 置石の分布と配置

置石は、旧街道筋の道路拡張工事が比較的少ない住宅地域や、在郷町内の境界領域に高い頻度で見られる。

また、大阪市内では、1919年から1945年までの土地区画整理事業によって75地区で4,085ha の新たな宅地が形成されたが、これらの宅地地域においても置石がみられる。住工混在地域でも置石がみられるが、置石の代わりに鉄柱やコンクリート詰めドラム缶などが置かれている

ケースもあるなど、その置かれ方はやや乱雑傾向に ある。なお、人通りの多い商業地域や大規模住宅開 発地域等での置石の状態については、今回は調査対 象としていないので把握できていない。

次に置石の置かれている分布と配置状態をみることにする(図6.表1)。

置石は、宅地の角に置かれているケースが最も多

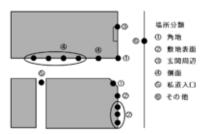


図6 置石が置かれている場所による分類

表1 置石の分布と配置

X. ELVA II CRE							
		単独配置	群状配置	列状配置	合 計		
			01				
1	宅地角	175	105	16	296 (44.1%)		
2	宅地表面	54	27	72	153 (22.8%)		
3	玄関周辺	30	16	1	47 (7.0%)		
4	宅地側面	47	20	79	146 (21.8%)		
5	私道入口	1	3	0	4 (0.6%)		
6	その他	20	4	1	25 (3.7%)		
	合 計	327 (48.7%)	175 (26.1%)	169 (25.2%)	671 (100%)		

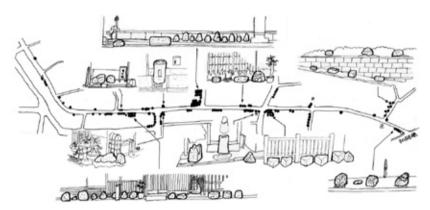


図7 奈良街道(大阪市東成区大今里)における置石の分布調べ

く (44.1%), 次いで表面 (22.8%), 側面 (21.8%) の順となっている。角に置かれているケースでは単独と群状の配置が多く, これらの置石には自動車の擦り傷が認められるものもある。自動車から建造物を守り不法駐車をさせない = 車除けという役割が明瞭である。

宅地表面に置かれているケースでは、列状と単独の配置が多い。これに玄関周辺を加えると、単独の配置が最も多くなる。大阪市東成区大今里の奈良街道(図7)や吹田市南高浜町の「浜屋敷(吹田歴史文化まちづくりセンター)」とその周囲の古い屋敷(図8)の境界領域には、ほぼ等間隔で列状配置される置石が高密度に存在する。宅地表面における列状配置のケースでは、車除けに加えてオーナメント的な要素も役割として読みとれる。

宅地側面に置かれるケースでは、列状の配置が最も多い



図8 列状配置の置石 吹田市南高浜町

(54.1%)。宅地側面は、我が国の宅地事情を反映し、表面よりも長くかつ道路幅員が狭いことが多く、人車とも交通量が少ない。この場所にある置石は、車除けとしての役割を持つもののほか、特段の役割を持たないまま長期にわたり冬眠状態で保管されているものもある。

2項道路等私道入口に置石が置かれるケースは、0.6%とわずかである。ちなみに、この場所では工事用フェンス、コーンポスト、看板などが設置されていることが多く、自動車の侵入を防止する目的として設置されていることが明瞭である。

その他は、宅地から道路を隔てて反対側にある空地や公園、河川等に面した道路上に置かれるケースで、単独の配置が多い。多くは車除けとしての役割を果たせないような設置の必然性が低い場所に置かれていることから、すでに所有者から見放された置石と考えてよい。

置石は、具体的役割を持つものとオーナメント的役割を持つものと冬眠状態のものに3分類できる。

4.2 置石の形状からみる前歴

最初はどのような用途に使われていたのか、置石の 形状からその前歴が推定される(表2)。

1) 石垣石(37.4%): 置石のうち最も多いのが、石垣や斜面、河川等の法面に使用された石垣石(含む護岸石)である。面が四角で胴の部分が錘状、楔状になっているものや直方体の形状から石垣石



とわかる。コンクリートが付着していないため新品と考えられるものも多く,住宅の新築 や改修の際,施工業者が車除けの石として持ち込んだものと推察される。在郷村内や周辺 を流れる水路が埋め立てられた際に,不要となり路上や空地に置かれていた護岸石が置石 に転用された例も見受けられた。

- 2) **庭石**(33.6%): 次いで多いのが、かつて庭に置かれていた景石、石積み石、飛び石、石 灯籠、手水鉢など庭石である。多くが自宅改修、新築の際に不要とされ、土中に埋められ るか業者によって処分されるが、一部は所有者の情によって敷地内または境界領域に居残 る。手水鉢や石灯籠は改修後の玄関にオーナメントとして再設置される例も見られた。
- 3) 道具 (16.6%): その次に多いのが、碾臼、唐臼、餅つき臼など石臼及びその石製部品、 漬物石、釣瓶など重り石、たたき台など、近過去に生活の場で使用されていた道具である。 長年使用されてきた道具に所有者は愛着を断ち切れないようで、必ずしも車除け目的に転 用されるわけではなく、プランター、水槽などの用途に転化する例や宅地側面の境界領域 に陳列される例がみられた。一方で、宅地境界の目立たない場所にいわば冬眠状態で居続

ける例もみられた。

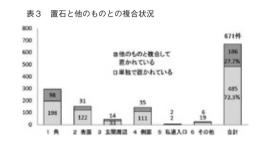
4) 建築石材・標石 (12.4%): 礎石, 縁石など建築石材や境界石, 道標など標石である。また, 造形的に創作された置石はこの分類に加えた。車除け目的としては小さすぎたり長すぎたりするものもあり、置かれ方としては群状配置の傾向が読み取れる。

このように置石のほとんどが目的をもって新調されたものではなく,初期の用途外の転用石 か使用前歴を持つ再利用石であることが判明した。

4.3 置石の組み合わせ

次に置石とその他のものとの複合状況について分析する(表3)。

サンプル中72.3%の置石が境界領域に単独で置かれている。単独で置かれているものは、いわゆる車除けの役割を持つものと、特定の目的をもたない冬眠状態のものにほぼ二分される。



数は少ないが、オーナメントとしての置石もみられた。

一方、残りの27.7%は、置石以外の様々なものと複合して置かれており、なかでも角地や玄 関周辺という視覚的に目立つ場所では、置石を他のものと複合させてプランター台や金魚鉢な ど新たな役割が与えられている例が多数みられる。

4.4 ヒアリングから

調査地域の地元の中高齢者11名に行った聞き取り調査を総括する。

置石設置の主目的は、推測も含めて全員が「自動車から家を守るため(であろう)」と回答した。設置者については2名が「改修工事時に工事関係者が置いていったと聞いている」と回答したほかは、「先代」、「わからない」といい、起源については「わからない」、「かつてから置いてある」、「30年以上前」というあいまいな回答が多く、置石の出自について明快な回答は得られていない。置石が邪魔になると回答した者はいなかった。

置石のうち石垣石については、本来の目的に合わない形状でしかも1個または少量であることから、自ら購入したものではなく、1970年代以前に自宅改修時等に業者によって設置されたものか、所有者(先代)が譲り受けたものが多いと考えられる。庭石や道具の多くは、若いころまで自宅内にあったことを所有者が記憶しており、建物の新築・改修時に一部が処分されずに残されたと考えてよい。

5. 置石考察

5.1 置石が存在し続ける理由

道路交通環境は安全面でかなり改善された。にもかかわらず、置石は境界領域に依然存在しているのはどのような理由なのか?

1) 持続的な「車除け」として役割

まずは、置石が今日もなお安心できる車除けとしての役割を果たしていることが挙げられる。 石は、重く経年変化が少ない安定した素材である。古来土木や建築の礎として防衛・防災に役立ち、安全・安心に寄与してきた歴史がある。このため、比較的重くて大きい石は、第二の務めも、同様の役割を持つ車除け石となって建造物を守り続ける。道路設備が整備された場合でも、ほとんどメンテナンスフリーの置石は、所有者が経費を負担して処分するだけの動機が乏しいため、引き続き緩やかながらも車除けの役割を担い続けている。

2) 役割の転換・強化

庭石や道具の役割を終え不要となった石も、その特性を所有者が再評価したとき、他のもの と複合させられて新たな役割をもって再生する。その代表例を紹介する。

- ① 台座への転用:元の庭石や道具に多く見られる。石の不動で安定している特性が買われると、プランターや植木鉢の台座として転用され、緑化の道具の一部となる。図9は、 沓脱石を緑化の台として転用したものである。比較的多くみられる転用例である。
- ② 器への転用: 臼などは道具としての置石の機能性に着目されると、初期の形状を活かして水槽やプランター等器として転用され、趣味を支える。図10は、餅つき用の石臼が 金魚鉢に転用されたもので、エアポンプも設置されている。
- ③ 視覚的補強:所有者は、置石の目立ちにくさを弱点ととらえ、塗料で彩色することでその存在をアピールさせている。図11は、頂部から赤、白、黒の3色六分割して彩色し帽子状にしたもので、他の置物の中に埋没しそうな場所で視覚的によく目立っている。
- ④ 能強化:置石をバリカーやボラードと組み合わせたりコンクリートで周囲を固めたりす



図9 台座に転用



図10 水槽に転用



図11 疑似帽子化



図12 機能強化



図13 作品化

ることで、防衛機能を相互に補強しあえる。図12は、置石をさらに黄色く着色された 鉄材で補強している。置石が鉄性バリカーに守られているとも読み取れる。

⑤ 作品化:置石そのものやその周囲に装飾を施されると、置石は作品と化する。稀には、 彫刻された置石も見られる。図13は、高さ不足で物理的役割を持たない置石の周囲を 白色セメントで固めるときにビー玉を埋め込んだ事例で、強い関心を呼ぶ。

これらの置石は、新たに明確な役割を与えられて、所有者との関係が持続されていると読み取れる。

3) 「守り神」としての緩やかな信仰による鎮座

我が国では古来、石には精霊が宿るという石神信仰があり、道祖神・石敢当など守り神・魔除けとしても重用されてきた。長年暮らしを支え続けた石の一部は、不要になった時点で慰労の念で微弱ながら神格化され、処分されずに鎮座する。

玄関わきに小ぶりの石(図14)が置かれていたり、境界領域にこぶし程度の石が置かれて

いるケースもあるが、これは守り神や魔除けとしての意味が付与され、石神と化したと考えられる。守り神となった置石は処分されにくくなる。

4) 微弱な可能性幻想に支えられての冬眠

住宅の新改築や生活様式の変化等で不要になったにもかかわらず、 処分されずに敷地内に残される置石もある(図15)。このような置 石は、「いつかは再利用できるかもしれない」という所有者の微弱 な可能性幻想に支えられ、日常生活の邪魔にならない場所に冬眠状 態で置かれ続けている。

5)「路傍の石」として放置

空地や公園,河川側の道路など土地建物から離れた場所に置かれ,特段の役割を持たず、しかし邪魔にもならない置石は、所有者不明の「路傍の石」化してそのまま居続けている(図16)。道路改修の際、「路傍の置石」も原則的には所有者が判明すれば返されるか道路管理者の手で処分されることになるが、道路補修後も同じ場所に居続ける置石も珍しくない。

加えて置石が法的対象でないことも存在理由の一つになっている。



図14 石神化する置石



図15 冬眠する置石



図16 「路傍の石」化する置 石

景観条例はもっぱら広域の視覚的に良好な景観形成をめざしている。その施行規則には規制や誘導の対象となる工作物が規定されているが、置石はここでいうところの工作物に含まれていない 14 。また、道路法及び道路交通法にも置石の存在に対する規定がなく 15 、境界領域の公道側に置かれていても準用によって強制撤去されることは稀である。

所有者との関係からみる置石は、①実用に供せられる置石、②微弱な信仰心や幻想に支えられる置石、③無用の置石 に3分される。①②については、いずれもそれぞれに所有者との関係が続いており処分動機が乏しく、生活風景の中で置石は今後も存在し続けると考えられる。 ③については、所有者との関係が脆弱か不明で、その処理が課題である。

6 置石の評価と生活風景の再構成

今回のフィールドワークにより、置石には所有者の手によって様々な創意工夫(図17~20)が施される事例や、近過去まで日常生活に使われてきた様々な石製生活用具の存在を確認できた。境界領域には地域の人々の様々な暮らしや営みの一部が生活風景として表れているとも読み取れる。

置石は、様々な役割を持つものも持たないものも、道路拡張工事が比較的少ない旧街道筋や 在郷町内の境界領域に高い頻度で見られるが、決して目立つことはない。多くの置石と同様の 車除けとしての役割を持つものとして、鉄柵やバリカー、駐車禁止看板、コーンポストがある が、現在のところこれらの工作物はかなり視覚的な調和を乱していて、美観という観点から肯 定されることはほとんどない。

置石は目立たないがゆえに、その多くは公からも私からも積極的な関与がないまま、いい意味でも悪い意味でもプライベートとパブリックの境界領域で生活風景の構成要素であり続けている。そして、その中には所有者の創造性の発露や地域の民俗資料として価値化できる置石も存在する。そのような状況を斟酌すれば、私は、置石の役割と前歴及び所有者が置石に抱く継続的な関与を肯定し、生活風景の構成素材として置石の存在が社会的に意識化されていいと考

生活風景としての置石例 これらの置石は、地域資源として活用可能性をみることができる。



図17 近過去民俗史料陳列 (富田林市富田林町 杉山家)



図18 石臼転用による緑化 (堺市中百舌鳥町 西高野街道)



図19 景色としての活用 (吹田市南高浜町)



図20 作品としての置石 (京都市中京区)

える。

その置石の存在を評価するための具体的な再構成作業としては、以下のプロセスが必要であ ろう。

- ① 境界領域における置石など生活風景を構成する諸物の役割と美観に関する評価基準を設け、現況調査を行い、評価する。
- ② パブリック空間にある置石等については、自治体、所有者、周辺住民三者協議の上、その価値を見定め、現状固定、プライベート空間への移動、廃棄処分いずれかの選択を行い、通行の危険性を軽減する。
- ③ 価値あるものとして評価を受け、所有者の存続と公開の合意が得られた石製生活用具は、解説を加え、まちかどの民俗史料として活用する。

このプロセスを経ることで、評価された置石は地域の文化資産となりうる。

境界領域に現れる様々な置物に目を向け、発掘し、再構成するという一連の作業は、地域の 人々に日常生活とその歴史に気づきと誇りを促すことができ、ひいては地域活性化の資源にも 展開できると考えられる。

おわりに

まちの景観は、マクロ視点ではプライベート空間の建物や工作物、植栽などがつくりだす生活風景の集合で形成される。この生活風景は、境界領域での出入りや混交が視覚的現象として現れた結果であり、リアルな生活臭さが漂ってもいる。しかし、ミクロ視点で境界領域を凝視したときに見えてくる個々のものを、生活風景として発掘し、分析し、評価するという仕組みは、まちの景観を論じる中では一般化していない。

日本の都市空間は、法律上「私有(プライベート)」と「公有(パブリック)」に区分されてきた。しかし、実態としては置石や緑化等にみられるように、プライベートとパブリックの間には、その目的や機能、効果において結構、混じり合いがあり、「私」の暮らしや営みの集合が「私たち」のまちの風景をつくり、「共有」されてまちの景観を構成しているという図式が見えてくる。

本稿では置石を取り上げたが、境界領域には置石のほかにも緑化や置物など日常的な生活風景を構成する様々なものがある。これら境界領域にある地域の埋蔵資源ともいえる構成物を、デザインという観点から発掘、分析、評価していくことで、パブリックな空間としてのまちの景観形成にプライベートな生活感を取り込むことができると考える。これが地域の日常生活の「見える化」作業であり、この作業の集積を通じてプライベートとパブリックの境界領域で展開される生活風景が、景観としてこれまで以上に意識化されることを期待したい。

註

- 1 桃崎有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について」『史学』第七十三巻 第二・三号 2004 年 P50
- 2 丸山俊明「京都の町屋と町なみ 何方を見申様に作る事, 堅仕間敷事」昭和堂 2007年 P 324
- 3 「三条油小路町東側町並絵巻」京都府立総合資料館蔵 文政3年(1820年)
- 4 「摂津名所図会」復刻板 一巻住吉郡住吉本社図 寛政8年~10年(1796~98年)
- 5 「住吉名所図会」復刻版 大社境内図 寛政7年(1795年)
- 6 検索写真集一覧
 - ・『大阪市の100年』刊行会編「目で見る大阪市の100年」上下巻 郷土出版社 1998年 ・「おおさか 100年 ― 写真集 ― 」サンケイ新聞社 1987年 ・石浜紅子監修「大阪市今昔写真集」全3巻 樹林舎 2009年~2010年 ・アーカイブス出版編集部編 青木茂夫文「写真集 昭和の大阪 郷愁のあの街この街」アーカイブス出版 2010年 ・毎日新聞社編「写真集 なにわ今昔」毎日新聞社 1983年 ・「目で見る此花の『昨日・今日・明日』」大阪市此花区役所 2008年 ・宮本常一「宮本常一 写真・日記集成」上下巻 毎日新聞社 2005年 ・東海テレビ放送編「ふるさと紀行 日本の街道」文一総合出版 1980年 ・児島幸多編著「保存版 古写真で見る街道と宿場町」世界文化社刊 2001年 ・須藤功「写真でみる 日本生活図引 7 まち」弘文堂 1993年 ・編集:杉田米行 撮影: Dimitri Poria「続GHQカメラマンが撮った戦後ニッポン カラーで蘇るあの時代の日々」アーカイブス出版 2007年
- 7 「幕末・明治期日本古写真メタデータ・データベース」長崎大学付属図書館からの検索
- 8 毎日新聞社編「写真集 なにわ今昔」毎日新聞社 1983年 P50
- 9 アーカイブス出版編集部編 青木茂夫文「写真集 昭和の大阪 郷愁のあの街この街」(アーカイブ ス出版) 2007年 P12
- 10 宮本常一『宮本常一 写真・日記集成』(復刻版) 上下巻・別巻 (毎日新聞社) 2005年 大阪府内の 大阪市北区堂島川岸, 茨木市宮元町→上泉町, 堺市錦之町→北旅籠町, 高石市取石の4枚の写真に置 石が確認される。
- 11 国土交通省ホームページ 陸運統計要覧より 自動車保有台数の推移
- 12 文部科学省ホームページ 昭和37年版 科学技術白書より 各論17 Ⅲ自動車輸送 2. 施設
- 13 調査 1) 対象地域:大阪市(淀川区,中央区,天王寺区,福島区,東成区,生野区,住吉区,東住吉区,平野区,阿倍野区,旭区),吹田市,東大阪市,八尾市,枚方市,大和郡山市,京都市(下京区,中京区) 2) 時期:2012年4月~10月 3) 収集件数:671件
- 14 景観条例施行規則 景観条例の施行に関し必要な事項を定めており、工作物の規定がなされている。この規定に置石はじめとする置物は対象となっていない。
- 15 道路法二条二項 道路の附属物として一号に「道路上のさく又は駒止」が例示されている。